

	対象作物	助成単価	下限面積	対象とする要件
集団化助成	大豆	20,000円/10a	1ha	生産、販売。基幹の2作業以上を受託し販売権を有する作業受委託契約に基づく作付面積を含む。
	そば	15,000円/10a	1ha	生産、販売。基幹の2作業以上を受託し販売権を有する作業受委託契約に基づく作付面積を含む。
	なたね、WCS用稻、飼料作物、麦	10,000円/10a	1ha	
生産振興助成	加工用米、米粉用米	10,000円/10a	10a	生産、販売
	飼料用米	22,000円/10a	10a	生産、販売
	やまといも	30,000円/10a	1a	生産、やまといも生産組合への出荷
追加配分助成	とうがらし	15,000円/10a	1a	生産、販売
	野菜	10,000円/10a	10a	作物合計10a以上の生産、販売
	加工用青刈り稻	35,000円/10a	10a	しめ縄用の原料として生産、販売(自家利用含む)
追加配分助成	飼料用米、米粉用米	12,000円/10a	10a	多収性専用品種に取り組んだ場合
	加工用米	12,000円/10a	10a	複数年契約(3年間)に取り組んだ場合
	そば、なたね	20,000円/10a (二毛作15,000円/10a)	10a	生産、販売

※網掛け部分が平成26年度との変更点です。

**平成27年度産地交付金の助成内容を決定しました**

産地交付金とは、飯南町地域農業再生協議会が策定した「水田フル活用ビジョン」に基づき、対象となる作物を水田において一定の面積以上生産し販売を行った場合に、面積に応じて国から交付される交付金制度です。地域が戦略作物として設定する作物の振興を支援する

目的で交付され、町がその活用方法を決定することができます。(※畑での作付けは対象外です)

平成27年産の対象作物に対する助成単価・下限面積・要件は、左の表のとおりです。

■お問い合わせ  
産業振興課(頓原庁舎)  
電話72・0313

**児童扶養手当**

父母の離婚などにより父(母)と生計をともにしていない児童(18歳未満)の母(父)、または父(母)が身体などに重度の障がいがある児童の児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願つて支給される手当です。

※平成26年12月1日より公的年金を受給している父母または養育者も児童扶養手当の対象となりました。

※(父(母))または養育者が日本国内に住所を有しない場合は、手当は支給されません。

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以下の方。

※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・社会福祉施設等に入所している方  
・病院に継続して3か月を超えて入院している方  
・原爆介護手当を受給している方には、特別障害者手当を調整して支給します。

**手当の額(月額)**

全部支給 420,000円  
一部支給 419,900円  
児童2人以上の加算額 99,100円  
5,000円  
3,000円

**手当の額(月額)**

266,20円

**特別障害者手当**

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以下の方。

※対象者が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・社会福祉施設等に入所している方  
・病院に継続して3か月を超えて入院している方  
・原爆介護手当を受給している方には、特別障害者手当を調整して支給します。

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**障害児福祉手当**

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以下の方。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合

**手当の額(月額)**

266,20円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が次の事項に該当する場合は、手当は支給されません。

・障がいを理由とする公的年金を受けることができる場合  
・児童福祉施設等に入所している場合

**手当の額(月額)**

1級 51,100円  
2級 34,030円

**特別児童扶養手当**

身体・知的・精神に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者。

※対象児童が